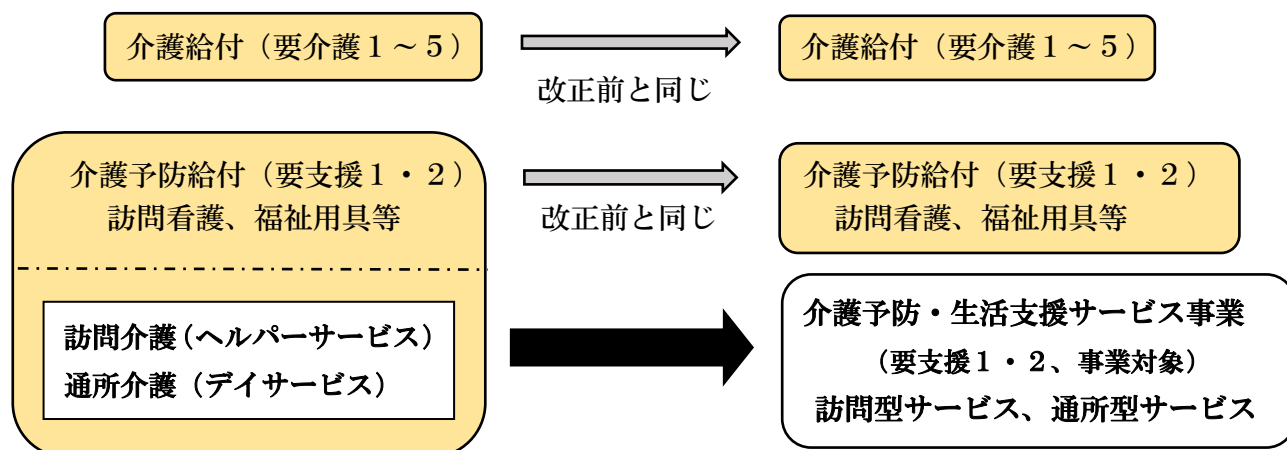


田尻町介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)のご案内

平成 29 年 4 月から介護保険法の改正により要支援 1・2 の方が
利用している訪問介護・通所介護と介護予防事業が変わります。

- ① 予防訪問介護（ホームヘルプサービス）は「訪問型サービス」、予防通所介護（デイサービス）は「通所型サービス」と名称が変わります。
- ② 介護予防事業が多様化され、一般介護予防事業となります。
 - ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・介護予防活動支援事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業



田尻町介護予防・生活支援サービス事業

	名 称	内 容	サービス費用の めやす (要支援 1)	自己負担のめやす (要支援 1)
訪問型サービス	訪問介護相当サービス (現行相当)	現行の訪問介護と同じサービス。ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供。	週 1 回 11,086 円 週 1 回で月 5 週 12,170 円	1 割又は 2 割
	訪問型サービス A (緩和した基準)	従事者の要件を緩和し、町の定める研修を修了した方による生活援助を提供。	週 1 回 8,836 円 週 1 回で月 5 週 9,732 円	1 割又は 2 割
通所型サービス	通所介護相当サービス (現行相当)	現行の通所介護と同じサービス。デイサービスセンターで専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供。	週 1 回 15,528 円 週 1 回で月 5 週 16,914 円	1 割又は 2 割 以外に食費代等
	通所型サービス A (緩和した基準)	従事者の要件を緩和し、専門職の配置は不要で運動、レクリエーション、送迎を提供。	週 1 回 12,406 円 週 1 回で月 5 週 13,525 円	1 割又は 2 割 以外に食費代、入浴代等

※ めやすの金額です。週 2 回以上の利用や機能訓練加算などがあった場合等は変わります。実費分（食事代等）についても事業所ごとに違います。サービス利用前にケアマネージャーや事業所にご確認ください。

お問い合わせ	担当係	
介護予防・日常生活支援総合事業	福祉課	☎ 466-8813
介護についての相談	福祉課	☎ 466-8813
	地域包括支援センター花みずき	☎ 465-3755

総合事業を利用できる方

- ◆要支援 1・2の方
- ◆基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された方

利用の流れ

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方
のうち右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者（40～64歳）

更新時に要支援 1・2 で介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方

